

接続料の算定等に関する研究会（第69回）ヒアリング資料

着信事業者が設定する音声接続料の在り方について

2023年3月7日

楽天モバイル株式会社

ヒアリング項目へのご回答（1/3）

| 論点 | 当社の考え |
|---|---|
| (1) ビル&キープ方式を選択することについて | |
| ①：指定設備設置事業者が、希望する接続事業者との間でビル&キープ方式を選択できるようにすることについて | |
| 事業者間精算方法の幅が広がることから、ビル&キープ方式を選択できるようになることは望ましいと考えます。 | |
| 公正競争上の懸念事項はあるか。 | <ul style="list-style-type: none">ビル&キープ方式の選択が両事業者の合意に基づいて行われるのであれば、公正競争上の懸念は無いと考えます。 |

ヒアリング項目へのご回答（2/3）

| 論点 | 当社の考え |
|--|--|
| (1) ビル&キープ方式を選択することについて | |
| ②指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択することが可能となった場合に留意すべき事項について | |
| <p>希望する接続事業者以外の事業者であっても、例えばトラヒック・ポンピングへの関与等が疑われる事業者との間でビル&キープ方式を採用することは適当か。適当である場合、他にビル&キープ方式を採用することが適当と考えられる場合はあるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ビル&キープ方式の採用の是非はあくまで接続料の在り方に関する論点の一つであり、トラヒック・ポンピングへの関与等が疑われる事業者への対処とは別に、競争政策に関する議論の中で扱われるべきと考えます。 なお、事業者間協議において、協議上優位な立場にあると考えられる指定設備設置事業者の意向に沿う形でビル&キープ方式の選択が適用されるようなことがあってはならないと考えます。事業者双方が適切にコスト回収することを前提に、指定設備設置事業者は、接続事業者との協議において、ビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できるように配慮する必要があると考えます。 |
| <p>指定設備設置事業者と接続事業者の間にネットワーク構成や音声接続料の水準差があることについてどう考えるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 指定設備設置事業者と接続事業者の間では経営戦略やトラフィック量に違いがあり、ゆえにネットワーク構成や音声接続料の水準に差異が生じるのは当然のことと考えます。他方、各指定設備設置事業者が定める接続料は、総務大臣の承認を受け、または総務大臣に届け出られた算定方法に基づき算出されることから、適正性が確保されているものと認識しております。 また、非指定設備設置事業者の音声接続料についても、事業者間の合意により決定されることから、協議を通じ適正性が確認されているものと認識しております。 こうしたことから、現行の方式を維持することに問題はないと考えます。 |
| <p>その他考慮すべき事項はあるか。</p> | <p>－（意見なし）</p> |

ヒアリング項目へのご回答（3/3）

| 論点 | 当社の考え |
|------------------------------------|---------|
| (2) その他音声接続料に関して見直すべき措置について | |
| 第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差についてどう考えるか。 | －（意見なし） |
| その他検討すべき事項はあるか。 | －（意見なし） |

Rakuten Mobile